

平成 18 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

平成 19 年 6 月

目 次

1	総 論	1
2	平成18年度における食品安全委員会の取組	2
1)	委員会の計画的な運営	2
(1)	食品安全委員会会合の開催	
(2)	企画専門調査会の開催	
(3)	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
(4)	緊急時対応専門調査会の開催	
(5)	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2)	食品健康影響評価の実施	3
(1)	食品健康影響評価に関するガイドラインの作成	
(2)	委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価	
(3)	要請を受けて行う食品健康影響評価	
①	添加物	
②	農薬	
③	動物用医薬品	
④	器具・容器包装	
⑤	化学物質・汚染物質	
⑥	微生物・ウイルス	
⑦	プリオン	
⑧	かび毒・自然毒等	
⑨	遺伝子組換え食品等	
⑩	新開発食品	
⑪	肥料・飼料	
(4)	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
(5)	食品健康影響評価技術研究の推進	
3)	リスクコミュニケーションの促進	12
(1)	食品健康影響評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集の実施	
(2)	意見交換会等の開催	
(3)	リスクコミュニケーション推進事業	
(4)	地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～	
(5)	食品安全モニターを通じた意見の把握等	
(6)	食の安全ダイヤルを通じた対応	
(7)	ホームページや広報誌を通じた情報提供	

(8) 食育の推進への貢献	
4) 緊急事態等への対応体制の強化	16
(1) 緊急時対応訓練の実施	
(2) 緊急時対応体制の強化方針の検討	
5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用	16
(1) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析	
(2) 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備	
(3) 情報の収集及び活用に関するデータベース化の推進	
6) 食品の安全性の確保に関する調査	17
(1) 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査	
(2) 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集	
(3) リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査	
(4) 毒性メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積	
(5) 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査	
3 平成18年度における食品安全委員会の運営状況の総括	18
資料1 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日 食品安全委員会決定）の実施状況について	20
資料2 食品健康影響評価の審議状況	30
資料3 食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況	31
資料4 三府省連携による意見交換会等の実施状況	47
資料5 地方公共団体等との連携による意見交換会等	55
資料6 関係団体との懇談会等	56
資料7 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座の実施状況	57
資料8 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	58
【参考資料】 平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日 食品安全委員会決定）	60

1 総論

我が国では、国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生、輸入野菜の残留農薬問題等、食品の安全を脅かす事件や、食品流通の広域化、プリオン等の危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況が大きく変化している。特に、国内においてBSEが発生したことをきっかけに、食品の安全に対する国民の関心が高まるとともに、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政が求められることとなった。

こうしたことを背景として平成15年5月に成立した食品安全基本法の下、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政を推進するため、規制や指導等のリスク管理を担当する厚生労働省や農林水産省等の行政機関（リスク管理機関）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施するため、7月1日に内閣府に食品安全委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

平成18年度の委員会の運営については、学識経験者、消費者及び食品関連事業者等幅広い専門委員で構成されている企画専門調査会において、委員会の活動に関する年間計画として、平成18年度食品安全委員会運営計画（案）を取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を経て、平成18年3月30日の第137回委員会会合において平成18年度食品安全委員会運営計画を決定した。この運営計画に基づき、次に掲げる事項を重点事項として食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの促進、緊急事態への対処、食品の安全性の確保に関する情報の収集等に取り組んだ。

- ① 委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進すること
- ② ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施する体制を強化すること
- ③ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドラインの策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進すること
- ④ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進め、また、新たに、地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施すること
- ⑤ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進すること
- ⑥ 食品安全総合情報システムの整備について、さらに食品のリスク評価に関し、知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築することにより、委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理

及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図ること
なお、平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況については、資料1のとおりである。

2 平成18年度における食品安全委員会の取組

1) 委員会の計画的な運営

(1) 食品安全委員会会合の開催

平成18年度において、47回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。

(2) 企画専門調査会の開催

平成18年6月14日の企画専門調査会第15回会合において、平成17年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議した。

また、9月27日の第16回会合及び12月4日の第17回会合において、委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」について委員会に報告することを決定した。

その外、第17回会合において、平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うとともに、平成19年1月23日の第18回会合において、平成16年1月に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）のフォローアップを行った。

さらに、2月13日の第19回会合において、平成19年度食品安全委員会運営計画（案）について審議を行った後に、3月29日の第184回委員会会合において審議を行い、決定した。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成18年度においては、リスクコミュニケーション専門調査会を7回開催した。その中で、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について審議を重ね、9月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」として現時点で取組可能と考えられる改善の方向について取りまとめ、平成18年9月7日から10月6日まで国民からの意見・情報の募集を行った上、寄せられた意見を踏まえ、一部修正した後、11月16日の第168回委員会会合で審議し、決定した。このうち、「今後検討すべき内容」として取りまとめられた以下の事項を12月14日の第171回委員会会合において、リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項として決定した。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

平成18年度は、緊急時対応専門調査会を4回開催した。8月21日の第18回会合では、平成18年度の緊急時訓練の計画及び第1回訓練の設定について検討した。また、10月30日の第19回会合においては、9月に実施した第1回訓練の結果及び課題並びに第2回訓練の設定について、平成19年1月15日の第20回会合においては、12月に実施した第2回訓練の結果及び課題、訓練の評価手法並びに第3回訓練の設定についてそれぞれ審議を行った。

さらに、3月12日の第21回会合では、2月に実施した第3回訓練の結果と年間を通した訓練の検証、得られた課題について審議した。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、平成18年度においては、添加物専門調査会（12回）、農薬専門調査会（44回）、動物用医薬品専門調査会（23回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、化学物質専門調査会（1回※）、汚染物質専門調査会（4回※）、微生物専門調査会（8回）、ウイルス専門調査会（6回）、プリオン専門調査会（8回）、かび毒・自然毒等専門調査会（2回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（8回）、新開発食品専門調査会（9回）、肥料・飼料等専門調査会（5回）、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループ（3回）、新開発食品専門調査会ワーキンググループ（1回）の各専門調査会を随時開催した。（※印については、合同ワーキンググループの開催回数を除外している。）

2) 食品健康影響評価の実施

(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。

「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」については、国民からの意見・情報や専門調査会における審議の結果を踏まえ、平成18年6月1日の第145回委員会会合で決定・公表した。

また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮

称)」については、遺伝子組換え食品等専門調査会の下に基準の作成に関する打合せ会を定期的に開催し、草案作成の作業を進めている。

この外、肥料・飼料等専門調査会において、飼料添加物に係る評価ガイドラインの作成に着手した。

(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価

平成18年9月27日の企画専門調査会第16回会合及び12月4日の第17回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として選定された「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、平成19年3月15日の第182回委員会会合において、自ら評価は行わないが、引き続き、情報収集に努めることとなった。また、「ひじき中の無機ヒ素」、「クロロプロパノール類」及び「フラン」については、ファクトシートの作成について検討することとなった。

なお、平成17年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、平成18年6月29日の第149回委員会会合における決定を受け、プリオン専門調査会において、評価対象国に関する情報の収集によりBSEの現状を把握するとともに、評価の進め方や評価に必要な項目等について、準備段階としての議論を行った。プリオン専門調査会は、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解」をとりまとめて委員会に報告し、平成19年3月22日の第183回委員会会合において、自ら評価の実施の要否について決定する前に意見交換会を実施することを決定した。

また、平成17年度に企画専門調査会において管理状況を含め情報を整理して公表することとされていた「ビタミンAの過剰摂取」については、ファクトシートを公表した。

この外、平成16年度に委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うこととした食中毒の原因物質に関する食品健康影響評価については、微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」を取りまとめ、公表するとともに、9つの食品－微生物の組合せに関するリスクプロファイルの作成を経て、4つの組合せに評価対象を絞り込んだ上、評価の実行可能性・方向性について検討を行った。

(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価

食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省、農林水産省等から食品健康影響評価の要請のあった案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において調査審議を行い、評価結果案の取りまとめを行っている。

この評価結果案については、原則として、国民からの意見・情報の募集を30日間にわたって行い、最終的に委員会会合において寄せられた意見・情報を踏まえて調査審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成18年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする247案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて、113案件について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとに調査審議の概要を示す。

なお、平成18年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料2のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料3のとおりである。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度（平成18年5月29日施行）への対応としては、部会の設置等により評価体制を強化し、平成18年6月29日の第149回委員会会合において策定された「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、調査審議を行っている。

① 添加物

平成18年度は、厚生労働省から10案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて、8案件の評価結果を通知した。

このうち、平成18年10月31日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品添加物公定書の改正に伴う『食品添加物等の規格基準』の改正」については、12月21日の第172回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

② 農薬

平成18年度は、厚生労働省から90案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて、19案件の評価結果を厚生労働省に通知した。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増加に適切に対応するため、所属する専門委員を増員するとともに、幹事会及び5つの評価部会を設置した。

③ 動物用医薬品

平成18年度は、厚生労働省から残留基準設定について75案件並びに農林水産省から承認について11案件及び再審査について19案件の合計115案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて、27案件の評価結果を厚生労働省に、21案件（うち承認9

案件、再審査１２案件）の評価結果を農林水産省に通知した。

なお、「エンロフロキサシン」、「セフトオル」、「塩酸ジフロキサシン」及び「オフロキサシン」を有効成分とする動物用医薬品については、一日摂取許容量（ＡＤＩ）の外、別途薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について検討中である。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増加に適切に対応するため、確認評価部会を設置した。

農林水産省から要請があった薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価のうち「モネンシンナトリウム」については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会）における調査審議を経て、平成１８年９月２１日の第１６０回委員会会合で調査審議を行い、評価結果を通知した。なお、１９年１月１１日の第１７３回委員会会合で同ワーキンググループについては、微生物専門調査会も加えた３専門調査会からなる体制に変更することとされた。

④ 器具・容器包装

平成１８年度は、平成１８年１２月１１日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレート追加）」について、器具・容器包装専門調査会における調査審議を経て、平成１９年３月８日の第１８１回委員会会合において調査審議を行い、評価結果を通知した。

⑤ 化学物質・汚染物質

平成１８年度は、平成１５年７月１日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」について、汚染物質専門調査会を４回開催し、前年度に引き続き調査審議を行った。

また、平成１５年７月１日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水の規格基準を改正すること」について、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループにおける調査審議を経て、平成１９年３月１５日の第１８２回委員会会合において調査審議を行い、９品目について評価結果を通知した。

⑥ 微生物・ウイルス

平成１８年度は、平成１７年８月２３日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E. coli 陰性の成分規格を適用しないこと」について、平成１８年４月２７日の第１４１回委員会会合において調査審

議を行い、評価結果を通知した。

この外、動物用医薬品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会の2専門調査会によるワーキンググループにおいて審議が進められてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、微生物専門調査会も加えた3専門調査会からなる体制に変更することとされた。また、2専門調査会によるワーキンググループで取りまとめられた、「家畜等に給与するモネンシンナトリウムによる薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について」の評価書案について、微生物専門調査会として了承した。

⑦ プリオン

平成18年度は、継続審議となっていた「133℃以上、3気圧以上及び20分以上の条件で処理をした蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること」及び「豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について」の調査審議を行った。

この外、「米国BSEサーベイランス見直し」について調査審議を行い、見解を取りまとめた。同見解については、平成19年1月11日の第173回委員会会合に報告し、ホームページに掲載することとされた。

⑧ かび毒・自然毒

平成18年度は、食品健康影響評価の要請は無かったが、かび毒・自然毒等に関する毒性成分、被害状況、諸外国の対策等に関する最新の動向を把握するため、かび毒・自然毒等専門調査会を2回開催し、「かび毒」「動物性自然毒」「きのこ毒」「植物性自然毒」の各分野に関して、専門委員から報告を受け、調査審議を行った。

⑨ 遺伝子組換え食品等

平成18年度は、厚生労働省及び農林水産省から12案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年までに要請のあったものを含めて、9案件について評価結果を通知した。

また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」については、遺伝子組換え食品等専門調査会の下に基準の作成に関する打合せ会を定期的に行い、草案作成の作業を進めている。

⑩ 新開発食品

平成18年度は、厚生労働省から6案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに要請のあったものを含めて、9案件について評価結果を通知した。

平成16年1月19日及び同年5月28日付けで厚生労働省から評価要請のあった「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品3製品」の評価結果案及びその別添として取りまとめた「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の基本的考え方(案)」について、平成18年5月11日の第142回委員会会合において調査審議し、評価結果を通知した。

この外、平成18年2月13日付けで厚生労働省から評価要請のあった「アガリクスを含む製品『キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒』について食品として販売することを禁止すること」及びその他2製品の安全性について、前者に関しては、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとし、平成18年4月19日に第1回新開発食品専門調査会ワーキンググループを開催した。

さらに、平成17年8月22日に厚生労働省から評価要請のあった「コエンザイムQ10の安全性」については、新開発食品専門調査会第34回会合において、その安全性評価を行うための疑問点及び指摘を専門的な見地から整理し、意見を取りまとめ、食品安全委員会に報告された。これを受け、食品安全委員会では3回の調査審議を行い、評価結果案について平成18年8月10日の第155回食品安全委員会で調査審議し、評価結果を通知した。

⑪ 肥料・飼料

平成18年度は、平成18年11月28日付けで厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があった「グルコン酸カルシウム」、「二ギ酸カリウム」及び「ギ酸カリウム」について、肥料・飼料等専門調査会における調査審議を経て、平成19年3月15日の第182回委員会会合で調査審議を行い、評価結果を通知した。平成19年3月20日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「アボパルシン」については、3月22日の第183回委員会会合で調査審議し、「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価が明らかに必要でないときに該当する」という回答を通知した。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増加に適切に対応するため、飼料評価部会を設置した。

農林水産省から要請があった薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価のうち「モネンシンナトリウム」については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会）における調査審議を経て、平成18年9月21日の第160回委員会会合で調査審議を行い、評価結果を通知した。同ワーキンググループについては、微生物専門調査会も加えた3専門調査会からなる体制に変更することとされた【③動物用医薬品再掲】。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

平成17年10月から平成18年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野、33品目）等について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する5回目の調査を行い、平成18年10月19日の第164回委員会会合において、その結果を報告した。

また、6回目の調査として、4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野、27品目）等について同様の調査を行った。

さらに、米国産牛肉等に係るリスク管理措置や国内のBSE対策については、必要に応じて厚生労働省及び農林水産省から報告を受けることにより、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の適時適切な把握に努めた。

(5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究を実施している。

平成18年度の新規研究課題については、平成18年4月13日の第139回委員会会合において、次の5研究領域8課題を研究課題として決定した。

平成18年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

研究領域			
研究課題	主任研究者	所属組織	
○化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域			
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法	遠山千春	東京大学	
・一般集団及びハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発	香山不二雄	自治医科大学	
○食品に起因するv C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域			
・B S Eのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合	門平睦代	帯広畜産大学	
・v C J Dリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法に関する研究	山本茂貴	国立医薬品食品衛生研究所	
○食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域			
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究	藤井建夫	東京海洋大学	
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価	西尾治	国立感染症研	

に関する研究		研究所
○健康食品等の安全性評価法に関する研究領域		
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究	菅野純	国立医薬品食品衛生研究所
○リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域		
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究	中嶋康博	東京大学

平成17年度に採択した食品健康影響評価技術研究の平成18年度への継続の可否を判断する中間評価については、平成18年4月27日の第141回委員会会合において、以下のとおり決定した。

研究課題		評価結果
主任研究者	所属組織	
・環境科学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討		継続
津田洋幸	名古屋市立大学	
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究		継続
広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所	
・BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態		研究計画の改善が必要
小野寺節	東京大学	
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究		研究計画の改善が必要
牧野壮一	帯広畜産大学	
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究		継続
八村敏志	東京大学	
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究		継続
春日文子	国立医薬品食品衛生研究所	
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究		継続
関澤純	徳島大学	
・食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類		継続

平成19年度の新規分については、平成19年1月11日の第173回委員会合において次の4研究領域を決定し、1月15日から2月13日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計33課題の応募があった。応募された課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、研究課題の候補として9課題を選定した。

① 化学物質系研究領域

○ 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域

化学物質の健康影響評価（複数の化学物質による暴露等を含む）において利用される実験動物・細胞等の種・系統の差など、データの不確実性を考慮したヒトへの外挿の妥当性評価に資するものであること。又は、MOE (Margin of Exposure) 等の健康影響評価の指標に資するものであること。

② 生物系研究領域

○ 食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域

食品に起因する病原微生物等の健康影響評価を効率的・効果的に実施する上で、重要となる食品中の病原微生物等の挙動解析・変動要因解析等に基づいた病原微生物等の動態予測の技術開発に資するものであること。又は、人畜共通感染症に分類される病原微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた効率的・効果的な評価手法の開発に資するものであること。

③ 新食品等研究領域

○ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域

新技術（遺伝子組換え技術等を含む）を用いて製造された食品中に含まれる成分の免疫系への影響、アレルギー発現性又は医薬品等との相互作用に関する食品健康影響評価手法の開発に資するものであること。

④ リスクコミュニケーション研究領域

○ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域

食品の安全性分野におけるリスクコミュニケーションを効率的・効果的に進める人材育成手法の開発に資するものであること。又は、リスクベネフィット、ゼロリスク、モラルハザード等の概念を考慮したリスクコミュニケーション手法の開発に資するものであること。

平成17年度及び平成18年度に採択した食品健康影響評価技術研究課題の平成19年度への継続の要否を判断する中間評価については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、中間評価案を取りまとめた。

3) リスクコミュニケーションの促進

消費者、食品関連事業者及び専門家等の関係者相互間において、情報を共有し、各々の立場から意見を交換する「リスクコミュニケーション」は、食品健康影響評価（リスク評価）及びリスク管理とともにリスク分析手法を構成する要素の一つであり、委員会では、食品健康影響評価についてのリスクコミュニケーションに取り組んでいる。

具体的には、食品健康影響評価等に関する評価結果案についての国民からの意見・情報の募集、関係者が広く参加する意見交換会等の開催、地方公共団体との連携強化、食品安全モニターを通じた意見の把握等、食の安全ダイヤルを通じた対応、ホームページ、メールマガジンや広報誌を通じた情報提供などに取り組むとともに、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの促進のための議論を進めている。

(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施

食品健康影響評価等に関する評価結果案について、新たな知見等が寄せられた場合には評価への反映を図るため、一つの案件につき原則30日間、国民からの意見・情報の募集を行っている。

平成18年度においては、コエンザイムQ10やポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価結果案の外、平成19年度食品安全委員会運営計画案などを加えた合計85案件について、国民からの意見・情報の募集を行った。

(2) 意見交換会等の開催

委員会は、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携して意見交換会等を実施している。平成18年度においては、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で70回開催し、のべ約1万3千人が参加した（資料4及び資料5）。

これらの意見交換会等は、国民の関心が高い米国産牛肉輸入問題や残留農薬等のポジティブリスト制度や食育をテーマに行った外、ヨーロッパにおけるリスク評価への消費者関与や、世界におけるBSEリスクとその評価、農薬に関するOECDの取組等について、海外から専門家を招聘して行った。

さらに、消費者団体等の関係団体との懇談会等を実施した（資料6）。

(3) リスクコミュニケーション推進事業

① 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座

食品安全委員会が食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、行政、消費者団体、事業者など地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析や食品安全委員会の役割についての理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的として実施した。

委員会の委員等による食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や食品安全委員会の取組等についての講演及びコミュニケーション能力を高めるための演習を行った。

平成18年度は、自治体等と協力して、北海道、秋田県、東京都（2カ所）、栃木県、埼玉県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、大分県において計14回開催し、のべ920人が参加した（資料7）。

② コミュニケーションツール制作事業

①の「指導者育成講座」の受講者が、その成果をできる限り活かし、効果的にリスク分析の考え方を普及できるよう、地域で活動する際の一助とするための教材として、平成18年度は、リスク分析の考え方及び食品安全委員会について分かりやすく説明したDVD「21世紀の食の安全～リスク分析手法の導入～」を制作した。

(4) 地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～

平成18年9月26日、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、全国128自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成18年度全国食品安全連絡会議を開催し、「食品健康影響評価における科学とリスクコミュニケーション」についての講演、委員会や地方公共団体（熊本県及び尼崎市）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。

また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、平成18年度中に地方公共団体との共催による意見交換会を8回開催した外（資料5）、地方公共団体が主催する意見交換会に委員会の委員等を合計27回派遣するなど積極的なリスクコミュニケーションの推進に努めた。

(5) 食品安全モニターを通じた意見の把握等

消費者の方々に、食品の安全性等に関して日常の生活を通じて気付いた点等についての御意見等を頂くため、全国各地から470名の食品安全モニター（以下「モニター」という。）を依頼し、平成18年度中に536件の随時報告

を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考にしてもらうとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、ホームページに掲載するなど、広く国民への情報提供にも努めた。

また、「食の安全性に関する意識等について」（平成18年6月）の課題報告を実施し、その結果については、委員会会合で報告して委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。

さらに、「食品の安全性に関する用語集等について」（平成19年2月）の課題報告を実施し、その結果については「食品の安全性に関する用語集」改訂の際の参考とすることとしている。

この外、委員会の取組や食品健康影響評価などについて、知識や理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、平成18年5月から6月にかけて、地域別に全国7都市（東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡）で、「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

(6) 食の安全ダイヤルを通じた対応

食の安全に関する問い合わせ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問い合わせがあった。平成18年度の受付件数は863件（1か月当たり平均受付件数は約72件）であり、具体的には、トランス脂肪酸や大豆イソフラボンを含む食品といった安全性に関するものや、BSEやノロウイルスに関する問い合わせなどが多かった。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、Q&Aを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めている。

(7) ホームページや広報誌等を通じた情報提供

委員会は、広く国民に対して、食品の安全性についての知識や理解の促進を図るため、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページについては、より分かりやすい情報提供を行うため、5月にリニューアルを行った。具体的には、トピックスとして、BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス、トランス脂肪酸についてのページ及びファクトシート「ビタミンAの過剰摂取による影響」を追加した外、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する食品健康影響評価、鳥インフルエンザについてのポイントやQ&Aを更新するなど、分かりやすい情報発信に努めた。委員会が収集した食品の安全性に関する国際機関、国内外の政府機関等

の情報を整理して登録したデータベースである「食品安全総合情報システム」については、その検索機能を通じホームページからも情報を公開している。

これらに加え、6月からは、広く国民に食品安全委員会の役割、活動などについての理解を深めてもらうことを目的として、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報などについてメールマガジンの配信を開始した。

季刊誌「食品安全」については、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品3品目（平成18年7月発行）、コエンザイムQ10（平成18年10月発行）、水道水や牛乳用ペットボトル（平成19年3月発行）に関する食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの改善策（平成18年12月）についてその内容を分かりやすく説明するとともに、引き続き、食品の安全に関する身近な話題を子供に読み聞かせたり子供と一緒に学ぶためのキッズボックスを掲載した。

さらに、農薬及び遺伝子組換え食品に関する食品健康影響評価について、評価結果を分かりやすく伝えるためにDVDを作成した。

この外、意見交換会等において参加者の理解を促進するため、「食品の安全性に関する用語集」やパンフレット及びリーフレットについても引き続き配布するとともに、パンフレット及びリーフレットについては全面改訂を行った。また、6月には子供向けリーフレットを新規作成し、配布を開始した。

また、食品の安全性に関する情報が国民に正確に周知されることが重要であり、その際、報道の果たす役割は大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談を定期的の実施するとともに、6月からは食品安全委員会のプレスリリースの内容を登録記者へメールで配信するサービスを開始した。

(8) 食育の推進への貢献

ホームページ、パンフレット、リーフレット、季刊誌等を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、意見交換会を開催した外、新たに、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割を分かりやすく解説した子供向けリーフレットを作成するなど、食品に関するリスクコミュニケーションを推進することにより、食育の推進へ貢献した。

6月の食育月間においては、6月5日に「リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか」をテーマとした意見交換会を開催するとともに、6月24日に大阪市において開催された第1回食育推進全国大会において、内閣府食育推進室と合同で出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネルの展示やアンケートを実施した。

4) 緊急事態等への対応体制の強化

(1) 緊急時対応訓練の実施

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づき、平時から食中毒等による緊急事態発生時における体制の実効性の確認をするとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上を図ることを目的として、平成18年度は、以下のとおり合計3回の緊急時対応訓練を実施した。

①第1回（9月20日）

委員会が対応すべき緊急事態についての展開イメージの共有を図るための、机上シミュレーション訓練（実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージ力をふくらませ、対応等の議論を行う訓練）。

②第2回（12月1日）

緊急対策本部の設置を想定した緊急時対応の動作、適応性の確認等を目的とした実動訓練（設定に沿った情報や状況に基づき、訓練参加者が実際の緊急時対応を模擬する訓練）。

③第3回（2月9日）

緊急時における外部に対する情報発信能力を強化するための要素訓練（緊急時対応の1要素（1過程）のみを取り出して行う訓練）。

(2) 緊急時対応体制の強化方策の検討

18年度は緊急時対応専門調査会において委員会における緊急時対応訓練の在り方について検討するとともに、実施した3回の訓練から得られた課題を踏まえ、緊急時対応体制の強化方策について検討した。

5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用

(1) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析

食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省、農林水産省、環境省等の行政機関、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等の試験研究機関、厚生労働省検疫所、農林水産省動物検疫所、独立行政法人農薬検査所等の検疫・検査機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）等の諸外国の関係行政機関、新聞やインターネット等の国内外のマスメディア等から幅広く収集・整理・分析するとともに、当該情報を委員会のホームページにリンクした「食品安全総合情報システム」の検索機能を通じ、広く一般に情報提供を行った。

(2) 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備

厚生労働省、農林水産省、環境省との間で、食品安全担当部局相互間の情報

連絡窓口を設置するとともに、当該連絡窓口の担当者が定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報共有を推進した。

また、欧州食品安全機関（E F S A）、国際獣疫事務局（O I E）等に、食品安全委員会の委員・事務局職員を派遣し、情報交換を行った外、コーデックス委員会（C o d e x A l i m e n t a r i u s C o m m i s s i o n）の各部会、経済協力開発機構（O E C D）等の国際会議への委員・専門委員・事務局職員の出席等を通じ、最新の科学的知見の収集・分析を行った（資料8）。

(3) 情報の収集及び活用に関するデータベース化の推進

委員会では、基本的事項に基づき、国の内外における食品の安全確保に関する情報のデータベース化を図り、当該情報の迅速な検索を可能とするシステム（「食品安全総合情報システム」）の構築を推進するとともに、関係機関が有するデータベースとの相互連携を促進することにより、食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図ることとしている。

平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築し、本格運用に向けて試験運用を行っているところである。

6) 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータ収集・整理・解析等を行う調査として、以下の課題について調査を実施した。

(1) 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査：12課題

- ①食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査
- ②食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査
- ③農薬の複合影響評価法に関する文献調査
- ④食品添加物の複合影響に関する情報収集調査
- ⑤先進国における健康食品に関する安全性評価のための調査
- ⑥魚介類の自然毒に係る調査
- ⑦ひじきに含まれるヒ素の評価基礎資料調査
- ⑧「平成18年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する文献調査及び情報整理
- ⑨B S Eに関するリスク評価に資する情報収集調査
- ⑩食品の安全性の確保のためのリスク評価に関する研究内容・研究者等の調査

- ⑪食品安全に関する緊急時対応体制強化に関する検討に資する調査
- ⑫諸外国における食品事故及びその対応等に関する調査
- (2) 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集：1 課題
 - 動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査
- (3) リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査：1 課題
 - 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査
- (4) 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積：1 課題
 - 食品中に含まれるカビ毒(オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン)の汚染実態調査
- (5) 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査：3 課題
 - ①食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査
 - ②平成18年度食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査研究(農薬のリスク評価 食品安全委員会の役割篇)
 - ③平成18年度食品健康影響評価等に対する理解状況及び促進に関する調査研究(遺伝子組換え食品等の安全性審査への理解篇)

3 平成18年度における食品安全委員会の運営状況の総括

平成18年度における委員会の運営状況を総括すると、国内の食品の安全性を確保するため、平成18年度食品安全委員会運営計画に基づき、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施されている。

具体的には、委員会の運営を計画的に行い、47回の委員会会合をすべて公開で開催し、配布資料及び議事録を公表するなど運営の透明性を確保するとともに、各専門調査会についても必要に応じ、随時開催した。

食品健康影響評価については、リスク管理機関から平成18年度中に添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする247案件について要請があり、順次、専門調査会及び委員会において科学的に調査審議を行い、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて113案件について評価結果を通知した。

また、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、平成17年度から新たに取り組んでいる食品健康影響評価技術研究については、平成18年度の新規研究課題について厳正な審査により5研究領域8課題を決定し、また、平成17年度に採択した研究課題の平成18年度への継続の可否を判断する中間評価を実施した。

さらに、現在、国によって実施されているリスクコミュニケーションについて、現時点で取組可能と考えられる改善の方向について「食の安全に関するリスクコミュニ

ケーションの改善に向けて」を取りまとめた外、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」の開催により地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するとともに、リスク分析の考え方を分かりやすく説明した内容のDVDを制作した。季刊誌「食品安全」の発行、ホームページの充実等を通じ、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供にも努めた。

この外、平成17年6月に運用を開始した「食品安全総合情報システム」については、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを新たに構築した。

以上を踏まえ、今後の委員会の運営の在り方を考えると、諸課題に対応して科学的な食品健康影響評価を着実に推進するとともに、国民の高い関心を踏まえ、食の安全に関する正確で分かりやすい情報の提供や効果的なリスクコミュニケーションをより一層推進することなどが必要である。

このため、平成19年度食品安全委員会運営計画においては、

- ① ポジティブリスト制度導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価を実施するための体制強化や審議の進め方の改善
- ② 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資するための新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）の評価ガイドラインの検討
- ③ 現在実施中の食品健康影響評価技術研究の中間評価の適切な実施と同研究の一層の推進
- ④ リスクコミュニケーションにおける地域の指導者及びリスクコミュニケーターの育成、食育の推進にも資する教材の提供等の実施
- ⑤ 国民の関心に配慮した正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供、食品安全モニターの活動の活性化、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターからの情報の関係機関への提供や国民への積極的な発信
- ⑥ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析、緊急時を想定した訓練の実施による緊急時対処体制の強化
- ⑦ 関係国際機関や外国政府機関等との連携強化、食品健康影響評価結果の海外への発信・情報交換を通じたリスク評価における国際協調の推進

を重点事項として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、食品安全委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

資料1 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日食品安全委員会決定）の実施状況について（案）

平成19年3月31日現在

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況
第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。 2 平成18年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。 - 委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する。 - ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施する体制を強化する。 - 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドラインの策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進する。 - 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める。新たに、地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施する。 - 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する。 - 食品安全総合情報システムの整備については、さらに食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築することにより、委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図る。	平成18年度食品安全委員会運営計画に基づき、平成18年度においては、特に、次の事項について重点的に取り組んだ。 - 委員会としての役割を適切に果たすべく、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営に努めた。 - ポジティブリスト制度の施行に伴う評価案件の大幅な増加に対応するため、農業専門調査会に所属する専門委員を増員し、同専門調査会、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の下に部会等を設置し、これを支援する事務局の体制を強化するとともに、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に従い、個別の物質ごとに調査審議を進めているところである。 - 食品健康影響評価技術研究については、平成18年度新規課題として5研究領域8課題を採択し、平成17年度に採択した8課題の中間評価を実施するとともに、平成19年度の新規分として4研究領域を決定した。 - 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進めるため、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を決定するとともに、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国14カ所で開催し、併せて、リスク分析の考え方をわかりやすく説明した内容のDVDを制作した。 - ホームページや季刊誌等を通じ、特に国民の関心が高いテーマについては、正確でわかりやすい情報の提供に努め、6月には、新たに子供向けリーフレットを作成し、電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）を開始した。 - 平成17年6月に運用を開始した食品安全総合情報システムについては、平成18年度において、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを新たに構築した。
第2 委員会の運営全般	1 会議の開催 ① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 ② 企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。 平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月日委員会決定）のフォローアップ	平成18年度においては、47回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催している。 企画専門調査会においては、平成18年6月14日に第15回会合を開催し、平成17年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議した。 また、9月27日の第16回会合及び12月4日の第17回会合において、委員会

- ・ ツップ、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成18年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（平成19年1月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ）

が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」を選定した。

そのほか、第17回会合において、平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うとともに、平成19年1月23日の第18回会合において、基本的事項のフォローアップを行った。

さらに、2月13日の第19回会合において、平成19年度食品安全委員会運営計画（案）について審議を行い、3月29日の第184回委員会会合において決定した。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・ 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について調査審議し、随時、とりまとめ
- ・ 平成18年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成19年3月ごろ）

平成18年度は、リスクコミュニケーション専門調査会を7回開催した。その中で、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について審議を重ね、9月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」として現時点で取組可能と考えられる改善の方向について取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を行った上、寄せられた意見を踏まえ、一部修正した後、11月16日の第168回委員会会合で審議し、決定した。このうち、以下の「今後検討すべき内容」を12月14日の第171回委員会会合において、リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項として決定した。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね2～3ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた、緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

平成18年度は、緊急時対応専門調査会を4回開催した。8月21日の第18回会合では、平成18年度の緊急時訓練の計画及び第1回訓練の設定について検討した。また、10月30日の第19回会合においては、9月に実施した第1回訓練の結果及び課題並びに第2回訓練の設定について、平成19年1月15日の第20回会合においては、12月に実施した第2回訓練の結果及び課題、訓練の評価手法並びに第3回訓練の設定についてそれぞれ審議を行った。

さらに、3月12日の第21回会合では、2月に実施した第3回訓練の結果と年間を通じた訓練の検証、得られた課題について審議した。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応し、関係する専門調査会において、分科会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用するとともに、開催回数の計画的拡充を図る。

平成18年度における各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。

・ 添加物専門調査会	12回
・ 農薬専門調査会	44回
・ 動物用医薬品専門調査会	23回
・ 器具・容器包装専門調査会	1回
・ 化学物質専門調査会	1回 ※
・ 汚染物質専門調査会	4回 ※
・ 微生物専門調査会	8回
・ ウイルス専門調査会	6回
・ プリオン専門調査会	8回

		・ かび毒・自然毒等専門調査会 2回 ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会 8回 ・ 新開発食品専門調査会 9回 ・ 肥料・飼料等専門調査会 5回 ・ 汚染物質・化学物質専門調査会合同WG 3回 ・ 新開発食品専門調査会WG 1回 ※印については、合同WG（ワーキンググループ）の開催回数を除外している。 なお、ポジティブリスト制度の導入に伴い、農業専門調査会には、幹事会、総合評価部会及び確認評価部会が設置されており、これらの会合も含め全体の開催回数を44回としている。また、動物用医薬品専門調査会の下に確認評価部会が設置されており、部会会合も含め全体の開催回数を23回としている。
	2 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成19年度食品安全委員会運営計画の作成 ① 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成18年5～6月ごろ） 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成18年6月14日の企画専門調査会第15回会合において、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行い、7月6日の第151回委員会会合においてこれを決定した。
	② 平成19年度食品安全委員会運営計画の作成（平成19年2～3月ごろ） 平成19年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成18年度食品安全委員会運営計画に基づき、平成19年2月13日の企画専門調査会第19回会合において審議を行い、3月29日の第184回委員会会合においてこれを決定した。
第3 食品健康影響評価の実施	1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。 なお、平成17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」については、引き続き試行を行い、早期に確定版を策定する。 特に、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の策定については、平成18年度末までに作業を終える。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。	微生物・ウイルス合同専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（案）を取りまとめ公表した。 また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」については、遺伝子組換え食品等専門調査会の下に基準の作成に関する打合せ会を定期的に開催し、草案作成の作業を進めている。 このほか、肥料・飼料等専門調査会において、飼料添加物に係る評価ガイドラインの作成に着手した。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、平成17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用することとしており、平成18年度については、別記のとおり5研究領域8課題を決定した。
	2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討 委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。 これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。	平成18年9月27日の企画専門調査会第16回会合及び12月4日の第17回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として選定された「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、平成19年3月15日の第182回委員会会合において、自ら評価は行わないが、引き続き、情報収集に努めることとなった。 なお、平成17年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、食品安全委員会において、米国、カナダ以外の国から輸入される牛肉等について現時点で国を特定して直

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。
また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

ちに自ら評価を開始するのではなく、まずは情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について、プリオン専門調査会において準備段階としての議論を行うよう求めることを決定した。これを受けてプリオン専門調査会では「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解」を取りまとめ、食品安全委員会に報告した。これを受けて、食品安全委員会では、自ら評価の実施について決定する前に意見交換会を実施することを決定した。

また、平成17年度に企画専門調査会において、管理状況を含め情報を整理して公表することとされていた「ビタミンAの過剰摂取」についてファクトシートを公表した。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年5月に施行される改正食品衛生法に基づき導入されるいわゆるポジティブリスト制度については、評価体制の拡充を図り、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成17年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、18年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水及びポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる基準の数が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

平成18年度においては、厚生労働省及び農林水産省から、247案件について食品健康影響評価の要請を受け、平成15年度から平成17年度に評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、着実に食品健康影響評価を行い、113案件について評価結果を取りまとめ、各省に通知した。

清涼飲料水に係る評価案件については、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループにおいて調査審議を進めているところであり、ポジティブリストに係る暫定基準等に関する評価案件については、厚生労働省から示された「平成18年度における評価依頼計画」に基づき評価依頼を受け、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（第149回食品安全委員会決定）に従い調査審議を実施した。

食中毒原因微生物については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」を取りまとめ、公表するとともに、これに従い優先度の高い評価案件の候補についてリスクプロファイル（対象となる食品衛生上の問題を整理し概要を簡略にまとめた文書）を作成し公表した。さらに、このリスクプロファイルを用いて優先度の高い4案件（「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」、「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「カキを主とする二枚貝中のノロウイルス」）について検討を進めている。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成18年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、18年9月ごろ及び19年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

平成17年10月から18年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野33品目）及びそれまでの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野25品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する5回目の調査を行い、平成18年10月19日の第164回委員会会合においてその結果を報告した。

また、平成18年4月から9月までの間に通知した食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野、27品目）及びそれまでの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野、23品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する6回目の調査を行った。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進を図るため、委員会、厚生労働省及び農林水産省の申し合わせにより、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」)」を平成17年1月31日に設置した。平成17年度は、食品の安全性の確保に関する研究の重要性を第3期科学技術基本計画に反映させるため、連絡調整会議において「食品の安全・消費者の信頼の確保に関する研究開発の推進について(委員会、厚生労働省、農林水産省)」を取りまとめ、総合科学技術会議の下に設置されているライフサイエンス分野推進戦略プロジェクトチームに提出するなど、厚生労働省及び農林水産省とも連携を図ったところである。平成18年度においても、引き続き、連絡調整会議を適宜開催するなど、三府省相互間の連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究の更なる推進を図ることとする。

さらに、米国産牛肉に係るリスク管理措置や国内のBSE対策については、必要に応じて厚生労働省及び農林水産省から報告を受けることにより、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の適時適切な把握に努めた。

平成18年度新規食品健康影響評価技術研究については、平成18年4月13日の第139回委員会会合において、以下のとおり5研究領域8課題を研究課題として決定した。

<平成18年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧>

- ① 領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域
課題名：メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法
課題名：一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発
- ② 領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域
課題名：BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合
課題名：vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究
- ③ 領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域
課題名：非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究
課題名：生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究
- ④ 領域名：健康食品等の安全性評価法に関する研究領域
課題名：いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究
- ⑤ 領域名：リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域
課題名：双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究

平成17年度に採択した食品健康影響評価技術研究の平成18年度への継続の可否を判断する中間評価については、平成18年4月27日の第141回委員会会合において、以下のとおり決定した。

<平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧>

- ① 領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域
課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討

評価結果：継続

- ② 領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域
課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究
評価結果：継続
- ③ 領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域
課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態
評価結果：研究計画の改善が必要
- ④ 領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域
課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究
評価結果：研究計画の改善が必要
- ⑤ 領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域
課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究
評価結果：継続
- ⑥ 領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域
課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究
評価結果：継続
- ⑦ 領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域
課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究
評価結果：継続
- 課題名：食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類
評価結果：継続

平成19年度の食品健康影響評価技術研究課題については、平成19年1月11日の第173回委員会会合において次の4研究領域が決定され、応募された課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、研究課題の候補として9課題を選定した。

- 1 化学物質系研究領域
 - 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域
- 2 生物系研究領域

		○ 食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域 3 新食品等研究領域 ○ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域 4 リスクコミュニケーション研究領域 ○ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域 平成17年度及び平成18年度に採択した食品健康影響評価技術研究課題の平成19年度への継続の要否を判断する中間評価については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、中間評価案を取りまとめた。
第4 リスクコミュニケーションの促進	1 意見交換会等の開催 食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、18年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。 この意見交換会においては、国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。 このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催するとともに、十分なリスクコミュニケーションを行えるよう、その実施体制の拡充を図る。	平成18年度は、前年度に引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係各省と連携して全国各地で70回の意見交換会を開催した。 これらの意見交換会は、米国産牛肉輸入問題や残留農薬等のポジティブリスト制度をテーマに行ったもののほか、ヨーロッパにおけるリスク評価への消費者関与や、世界におけるBSEリスクとその評価、農薬に関するOECDの取組について、海外から専門家を招聘して行った。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体（沖縄県、徳島県、札幌市、岐阜県、富山県、石川県、滋賀県、栃木県）との共催による意見交換会を8回開催した。 このほか、意見交換会を含むリスクコミュニケーションの効果的な手法について取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を11月16日の第168回委員会会合において決定した。
	2 リスクコミュニケーション推進事業の実施 食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努めるとともに、リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、新たに、地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う。	平成18年度は、新たに地域の食品関係者を対象に、食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する基礎的な講義や演習を内容とした「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国14カ所で開催した。本講座の受講者に対しては、ここで得た知識・経験を踏まえ、地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、情報・理解の裾野を広げるための活動ができるよう、継続的に情報提供することとしている。 また、これらの者が各地での普及活動に利用できるよう、リスク分析の考え方をわかりやすく説明した内容のDVDを制作した。
	3 全国食品安全連絡会議の開催（平成18年9月ごろ） 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体に	平成18年度全国食品安全連絡会議を9月26日に開催し、「食品健康影響評価における科学とリスクコミュニケーション」をテーマとした講演、委員会や地方公共団体（熊本県及び尼崎市）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。

おける先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成18年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

平成18年度食品安全モニターについては、4月1日に応募総数1,521名の中から470名（うち再依頼者111名）を依頼し、食品安全行政等に関する意見等について536件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告している。さらに、「食の安全性に関する意識等について」等の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告するなど、委員会の取組のための参考としている。

また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、5月26日から6月28日までに、全国7都市（東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡）での食品安全モニター会議を合計10回開催した。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

委員会のホームページについては、よりわかりやすい情報提供のためにリニューアルを行うとともに、「BSE及びvCJD」、「食中毒」、「鳥インフルエンザ」、ファクトシート（「ビタミンAの過剰摂取による影響」）などのトピックスのページや、大豆イソフラボンに関する食品健康影響評価についてのポイントやQ&Aを掲載又は随時更新するとともに、平成19年1月の宮崎県における鳥インフルエンザの発生に伴い委員長談話を発表するなど、わかりやすい情報発信に努めた。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、大豆イソフラボンについての食品健康影響評価等について掲載するとともに、パンフレット及びリーフレットのリニューアルと子供向けリーフレットの新規作成を行った。

また、平成18年6月より、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報等について、電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）を原則毎週金曜日に配信している（年度末現在会員数約4100名）。

食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から863件の相談や問合せを受け付け（18年度受付分863件）、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。

さらに、6月、9月、12月及び平成19年3月にマスメディア関係者との間で意見交換を行った。加えて、情報提供のサービスの一環として、平成18年6月上旬より、報道関係者に対して、当委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

毎月2回程度、関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った（18年度21回開催）。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評

平成18年6月5日に「リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか」をテーマとした意見交換会を開催するとともに、6月24日に大阪市で開催された第

	価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。	1 回食育推進全国大会においても、委員会も内閣府食育推進室と合同で出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネルの展示やアンケートを実施した。 また、11月16日の第168回委員会会合において決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」においては、今後検討すべき内容として食育を掲げている。
第5 緊急の事態への対処	1 緊急時訓練の開催 食品に関わる緊急事態が実際に発生した際、迅速で適切な対応を行うためには平時より緊急事態に対する高い意識を持ち、行動手順等に関するチェックを万全にしておくことが重要である。このため、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた緊急時訓練を行い、（1）初動の迅速性・適確性の確認（2）初動以降の対応における適確性の確認、（3）緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図る。	平成18年度は3回の訓練を計画し、まず「食品安全委員会が対応すべき緊急事態についての展開イメージの共有」を図るため、第1回目の訓練（机上シミュレーション^{※1}）を平成18年9月20日に実施した。 第2回目は、「緊急時対応の動作確認、適確性の確認を行うとともに、実践能力の向上を図る」ことを目的とし、大規模食中毒が発生し緊急対策本部を設置することが決まったという状況を設定し、12月1日に実動訓練^{※2}を実施した。 第3回目は、緊急時における外部に対する情報発信能力を強化するため、平成19年2月9日に要素訓練^{※3}を行った。 ※1 机上シミュレーション：実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージ力をふくらませ、対応等の議論を行う訓練。 ※2 実動訓練：設定に沿った情報や状況に基づき、訓練参加者が実際の緊急時対応を模擬する訓練。 ※3 要素訓練：緊急時対応の1要素（1過程）のみを取り出して行う訓練。形式は実動、シミュレーション、勉強会等様々な形式がある。
	2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し 緊急時対応専門調査会において、緊急時訓練で明らかになった対応の問題点を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の改善点等を検証し、必要に応じ、見直しを行う。	緊急時対応専門調査会で、年間の訓練の結果と課題について審議を行った。平成18年10月30日の緊急時対応専門調査会第19回会合においては9月に実施した第1回訓練の結果と課題について、平成19年1月15日の第20回会合においては12月に実施した第2回訓練の結果と課題について、審議を行った。3月12日の第21回会合では、2月に実施した第3回訓練並びに全3回の訓練結果を通した審議を行った。これら審議の結果、18年度の緊急時対応訓練においては、実施要綱、実施指針について特段の見直しを行う必要がないことが確認されたが、異なるステージでの訓練により要綱等の検証を行うことが今後の課題として抽出された。
	3 緊急事態への対処体制の整備 「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の基本的な対処体制に加え、（1）緊急時対応に備えた事前準備のあり方、（2）緊急時を想定した訓練及び当該訓練に係る事後検証により抽出された課題等への対応のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ、体制整備を行う。	緊急時対応専門調査会の緊急時訓練に関する審議においては、緊急時の事務作業手順書等を作成すること及び訓練の継続的実施による緊急時体制の検証の必要性が確認されたことから、緊急時の事務作業手順書（案）等を作成するとともに、緊急時訓練の計画的実施、事後検証結果のフィードバックを通じて対処体制の強化に努めた。
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及	1 食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化 委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。 平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等か	委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を16年度からの3年間で整備することとしており、平成16年度、17年度整備分については委員会のホームページ上で運用を開始した。 平成18年度に構築予定とされていた人材情報データベースについては、システム

び活用	ら食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築し、食品安全総合情報システムを活用した最新かつ正確な食品安全情報を迅速に収集・提供する体制の確立を推進する。 2 国際会議等への参加 コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。 また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。	を構築し、本格運用に向けて試験運用を行っているところである。 平成18年度においては、コーデックス委員会各部会、OECDタスク・フォース、OIE総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（合計22回）、必要に応じ情報の共有を図った。 また、欧州食品安全機関でリスクコミュニケーションを担当するA. ガッサン部長、スイス連邦獣医局伝達性海綿状脳症（TSE）調整官のD. ハイム博士、OECD環境局主任行政官のR. シグマン氏、米国食品医薬品局（FDA）のR. プキャナン氏及び英国食品研究所のJ. ホートン氏を招へいし、食品安全に係る意見交換会等を実施した。
第7 食品の安全性の確保に関する調査	以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成18年6月ごろまでに、18年度に実施すべき調査課題を選定する。 なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。 ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査 ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集 ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査 ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積 ⑤ 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査 また、選定した調査課題については、実施計画を食品安全委員会ホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	平成18年度においては、6月までに15課題、11月までに3課題の合計18課題を調査課題として計画的に選定し、調査を実施した。各分野ごとの調査課題数は、以下のとおりである。 ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査：12課題 ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集：1課題 ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、食品等の安全性の確保に関する実態調査：1課題 ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積：1課題 ⑤ 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、国内、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査：3課題 また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関、契約金額等を委員会ホームページ等に随時公開した。

資料2 食品健康影響評価の審議状況（平成19年3月31日現在）

区分	要請件数	うち 18年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 18年度分	意見募集中	審議中
添加物	78	10	0	78	45	8	0	33
農薬	247	90	0	247	51	19	16	180
うちポジティブリスト関係	72	72	0	72	6	6	7	59
うち清涼飲料水	93			93	2	2	0	91
動物用医薬品	219	115	0	219	114	48	14	91
うちポジティブリスト関係	67	67	0	67	6	6	4	57
化学物質	0	0	0	0	0	0	0	0
汚染物質	2	0	0	2	1	0	0	1
器具・容器包装	4	1	0	4	4	1	0	0
微生物	2	0	0	2	2	1	0	0
ウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0
プリオン	10	0	1	11	10	0	0	1
かび毒・自然毒等	3	0	0	3	3	0	0	0
遺伝子組み換え食品等	54	12	0	54	41	9	0	13
新開発食品	61	6	0	61	50	9	1	10
肥料・飼料等	22	11	0	22	18	7	0	4
うちポジティブリスト関係	5	5	0	5	0	0	0	5
微生物・ウイルス合同	1	0	1	2	1	0	1	0
動薬・肥飼料合同	2	1	0	2	1	1	0	1
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
汚染物質・化学物質合同	49	1	0	49	10	10	0	39
うち清涼飲料水	48	0	0	48	9	9	0	39
合計	755	247	2	757	351	113	32	374

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報を締め切った後に検討中の物も含む。

資料3 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成19年 3月31日現在)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水(当初全体48種→残39種)の汚染物質及び 93 種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 ※
15/10/ 8	厚	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
15/10/20	厚	添加物 ナイシン
15/10/29	厚	特定保健用食品 稲から生まれた青汁
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
15/12/26	厚	農薬 メタアルデヒド
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/ 8/ 3	厚	農薬 チアメトキサム
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)、・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)
16/11/ 2	厚	農薬 クロルピリホス
16/11/26	厚	添加物 加工デンブ(アセチル化アジピン酸架橋デンブ、アセチル化リン酸架橋デンブ、アセチル化酸化デンブ、オクテニルコハク酸デンブナトリウム、酢酸デンブ、酸化デンブ、ヒドロキシプロピルデンブ、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブ、リン酸化デンブ及びリン酸架橋デンブに限る。)
16/12/ 1	厚	農薬 アゾキシストロビン
16/12/ 3	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること ◎
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/ 2/14	厚	農薬 ペノキススラム、ジコホール
17/ 3/11	農	動物用医薬品 ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール 200 注射液)及び豚の注射剤(フロロコール 100 注射液)
17/ 3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/ 4/ 1	厚	農薬 シロマジン
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/ 7/26	厚	農薬 ルフェヌロン
17/ 8/ 3	厚	農薬 フェンヘキサミド
17/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 ○ ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (マイブラビン注100)、○ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤 (動物用ホスミシンS(静注用))、○ スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、○ セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料 (セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤 (KPドアイー5G) 及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤 (KPラックー5G)
17/ 8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/ 8/25	厚	農薬 スピロメシフェン、1-メチルシクロプロペン
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 ○アンピシリンナトリウム、○チアンフェニコール、○ドラメクチン、○フロルフェニコール、○ホスホマイシンナトリウム、○スルファメトキサゾール、トリメトプリム、○セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/ 9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/10/ 3	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム
17/10/ 4	厚	農薬 クロルフェナピル
17/10/24	厚	農薬 プロパモカルブ塩酸塩
17/11/8	厚	農薬 ピリプロキシフェン、ミルベメクチン、インドキサカルブ
17/12/ 5	厚 農	動物用医薬品 シロマジン、 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/12/ 9	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシLY038系統
17/12/13	厚	農薬 フルオピコリド
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/ 1/13	厚	農薬 ピラクロニル
18/ 1/18	厚	添加物 添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について(18年10月31付け取り下げ再諮問)
18/ 1/26	厚	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
18/ 2/13	厚	新開発食品 キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒
18/ 2/13	厚	新開発食品 仙生露顆粒ゴールド※、アガリクスK2ABPC 顆粒※
18/2/28	厚	農薬 メタフルミゾン
18/3/ 9	厚	添加物 水酸化マグネシウム
18/4/ 4	厚	農薬 アミスルブロム
18/4/24	農	○エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)、○ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)、○プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)、○塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)
18/4/24	厚	新開発食品 ○モーニングバランス、○コトリアウォーター
18/5/ 9	厚	農薬 ○ホルペット
18/5/ 22	厚	添加物 ○サッカリンカルシウム、○ L-グルタミン酸アンモニウム
18/5/ 22	厚	農薬 ○ペントキサゾン、○ヨウ化メチル
18/5/23	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604
18/7/18	厚	農薬 (アゾキシストロビン、インドキサカルブ、クロルフェナピル、ジコホール、スピロメシフェン、チアメトキサム、ピリプロキシフェン、フェンヘキサミド、プロパモカルブ、ペノキスラム、ホルペット、ミルベメクチン、メタアルデヒド、ルフェヌロン、シロマジン、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、チアンフェニコール、トリメプリム、フロルフェニコール、ホスホマイシン、ミロサマイシン、メロキシカム、シロマジン、スピノサド) ☆
18/8/14	厚	添加物 亜塩素酸水
18/8/29	厚	添加物 ウッドロジングリセリンエステル
18/8/31	厚	水道に供給される水の水質基準の設定 塩素酸
18/9/4	厚	農薬 イミシアホス
18/9/4	厚	農薬 イミダクロプリド☆、ウニコナゾールP☆、フルアジナム☆、テブコナゾール☆

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/9/4	厚	農薬／動物用医薬品 オキシロニック酸 ☆
18/9/4	厚	動物用医薬品／飼料添加物 タイロシン ☆
18/ 9/29	厚 農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統
18/10/16	厚	動物用医薬品 エチプロストントロメタミン☆、ノルフロキサシン☆、プロチゾラム☆、クレンプテロール☆
18/10/23	厚	農薬 トルフェンピラド ☆
18/11/ 6	厚 農	動薬 ○マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)☆2、○リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/ 5	厚	新開発食品 明治リカルデント TM ミルク
18/12/19	厚	農薬 キノキシフェン☆、ニトラピリン☆、フリラゾール☆、フルリドン☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、カナマイシン☆、セフキノム☆、ドキシサイクリン☆、バルネムリン☆、リンコマイシン☆、
19/ 1/15	厚 農	動物用医薬品 ○フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロー ^ル)☆、○塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン ^ー シロップ)☆、○ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)
19/ 1/15	厚	農薬 ○イマゼタピルアンモニウム塩☆、○シクロエート☆、○ジクロルミド☆、○ゾキサミド☆、○ピノキサデン☆、○フルフェンピルエチル☆、○プロボキシカルバゾ ^ン ☆
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 ○クマホス☆、○酢酸メレンゲステロール☆、○セフォペラゾン☆、○パロモマイシン☆、○メチルプレドニゾロン☆、○ラフォキサニド☆
19/ 1/29	厚	遺伝子組換え食品等 プロテアーゼ
19/ 2/ 6	厚	添加物 乳酸カリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム
19/ 2/ 6	厚	農薬 ○クミルロン☆、○シメコナゾール☆、○スピロキサミン☆、○メチオカルブ☆、○メキシフェノジド☆
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 ○アレスリン☆、○エリスロマイシン☆、○カルプロフェン☆、○クロルマジノン☆、○スルフイソゾール☆、○セファレキシ ^ン ☆、○ベンジルペニシリン☆、○レバミゾール☆

注1:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/ 2/19	厚	遺伝子組換え食品等 ○チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、○除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統
19/ 2/19	農	遺伝子組換え飼料 ○チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、○除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統
19/ 3/ 6	厚	農薬 ○シエノピラフェン、○レピメクチン、○ピラフルフェンエチル<一部☆>、○プロパルギット<一部☆>、○アメトリン☆、○アラクロール☆、○イミベンコナゾール☆、○エトキサゾール☆、○エトフメセート☆、○オキサジクロメホン☆、○カルボキシ☆、○キザロホップエチル☆、○クロマフェノジド☆、○クロメプロップ☆、○チアジニル☆、○チジアズロン☆、○テブフェノジド☆、○トリチコナゾール☆、○ハロスルフロメチル☆、○ピリフタリド☆、○フルアクリピリム☆、○ヘキサジノン☆、○ベンゾビシクロン☆、○イミダクロプリド、○ウニコナゾールP、○フルアジナム、○テブコナゾール、○トルフェンピラド、
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品/飼料用添加物 ○コリスチン☆、○ナラシン☆、○モネンシン☆
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 ○イソオイゲノール☆、○イソシンコメロン酸二プロピル☆、○クラブラン酸☆、○ケトプロフェン☆、○ジシクラニル☆、○ピペラジン☆、○ベンゾカイン☆、○メベンダゾール☆
19/ 3/22	厚	添加物 ソルビン酸Ca、香料バレルアルデヒド、香料イソバレルアルデヒド
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 ○スルファチアゾール☆、○イミドカルブ☆、○クロルスロン☆、○スルファジメトキシ☆、○スルファモノメトキシ☆
19/ 3/22	厚	動物用医薬品/飼料用添加物 アボパルシン☆

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
18.2.26 ～ 3.15	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案) ◎ ★
19.2.22 ～ 3.23	農薬 ジメトモルフ <一部☆>★
19.2.22 ～ 3.23	農薬 シフルメトフェン ★
19.2.22 ～ 3.23	農薬 フルフェノクスロン<一部☆> ★
19.3.1 ～ 3.30	農薬 フェンブコナゾール<一部☆>★
19.3.8 ～ 4. 6	動薬 ニトロフラン類(ニトロフラン、ニトロフランイン、フランリドン及びフララダドン) ☆
19.3.15 ～ 4.13	動薬 トルトラズリル ☆
19.3.22 ～ 4.20	農薬 ジクロトホス<☆>
19.3.22 ～ 4.20	農薬 シニドンエチル<☆>
19.3.22 ～ 4.20	農薬 ビフェントリン<一部☆>
19.3.22 ～ 4.20	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)<一部☆>
19.3.22 ～ 4.20	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)
19.3.22 ～ 4.20	動薬 豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)
19.3.29 ～ 4.27	農薬/動薬 ジノテフラン
19.3.29 ～ 4.27	農薬/動薬 アミトラズ<一部☆>
19.3.29 ～ 4.27	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピーード)
19.3.29 ～ 4.27	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール) <一部☆>
19.3.29 ～ 4.27	新開発食品 毎日コソコソふりかけ

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ピリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/ 3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/ 3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/ 4/ 8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/ 4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/ 4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/ 5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/ 5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/ 5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/ 5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/ 6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/ 6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/ 6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/ 6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について ※
16/ 6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/ 7/ 2	厚	添加物 アカネ色素
16/ 7/ 8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/ 7/22	厚	農薬 エチプロール
16/ 7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 9/ 2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/ 9/ 2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 9/ 9	厚	添加物 プロパノール
16/ 9/ 9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7ー1系統
16/ 9/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/ 9/ 9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ◎
16/ 9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶
16/10/ 7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉬さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/ 4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/ 4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクTOPAMIN
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサラーソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/ 2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりびプリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/ 2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/ 9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/ 9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/ 9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/ 1/ 6	厚	農薬 ビフェナゼート

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 1/ 6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)」、・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、・ 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、・ パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキシイド(豚パストツレラトキシイド“化血研”)、・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、・ 前薬性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 ・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン 2 品目)、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤(イージーブリード)
17/ 1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/ 1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/ 1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/ 2/ 3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/ 2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/ 3/ 3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/ 3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/ 3/10	厚	動物用医薬品 ビルリマイシン
17/ 3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/ 3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/ 3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/ 4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/ 5/ 6	厚	添加物 ナタマイシン
17/ 5/ 6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 5/ 6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について ※
17/ 5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS 健康野菜 100
17/ 5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン 20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/ 5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/ 5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/ 5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/ 6/ 9	厚 農	動物用医薬品 豚ホルデラ感染症不活化・ハズレラ・ムルシグトキソイト混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/ 7/ 7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロッグ粒
17/ 7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%) *
17/ 7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/ 7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/ 7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること ※
17/ 8/ 4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/ 8/ 4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/ 8/ 5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/ 8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/ 8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/ 8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/ 8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/ 9/22	厚	添加物 ブタノール
17/ 9/22	厚	農薬 ビラクロストロビン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/ 6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 α -アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/ 2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液) *
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ボトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/ 8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/ 8	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)
18/ 1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/ 1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/ 2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/ 9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/ 9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬 メトコナゾール
18/4/27	厚	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/ 8	厚 農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/ 8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚 農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ポールバックMDcvi)
18/6/22	厚	新開発食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメクトクトピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚 農	動物用医薬品 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注: 1 *印は耐性菌に関する評価を除く。

2 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/9/21	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(<i>d</i> 体及び <i>dl</i> 体に限る。)
18/9/21	農	薬剤耐性菌関係 モネンシン
18/10/12	厚	添加物 2-メチルプタノール
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム
18/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000)
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」)
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病生ワクチン(スパキシン オーエスキー フォルテ、スパキシン オーエスキー フォルテ ME)
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>
18/11/30	厚 農	動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン)
18/12/7	厚	添加物 イソブタナール
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 フルニキシンメグルミン<一部☆>
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)
18/12/21	厚	農薬 アゾキシストロビン <一部☆>
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED)

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン)
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注) ＜一部☆＞
19/1/18	厚	新開発食品 明治満足カルシウム
19/1/18	厚	新開発食品 カルシウム強化スキム
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646
19/2/22	厚	農薬 カズサホス
19/2/22	厚	新開発食品 キリン ブナハリ茸
19/ 3/ 8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート追加)
19/ 3/15	厚	清涼飲料水9品目 ○四塩化炭素、○1,4-ジオキサン、○1,1-ジクロロエチレン、○シス-1,2-ジクロロエチレン、○トランス-1,2-ジクロロエチレン、○塩素酸、○ジクロロアセトニトリル、○抱水クロラル、○塩素(残留塩素)
19/ 3/15	厚	水道水(塩素酸)
19/ 3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム
19/ 3/15	厚 農	飼料添加物 ギ酸カルシウム
19/ 3/15	厚 農	飼料添加物 ニギ酸カリウム
19/3/22	厚	添加物 ブタナール
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス＜一部☆＞
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B)
19/3/29	厚	SPEZYME FRED™(α-アミラーゼ)
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚 農 環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方

資料4 三府省連携等による意見交換会等の実施状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

No.	開催日	会議名 講演テーマ・講演者	開催地 参加人数
1	4月11日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島俊郎	沖縄県 60名
2	4月12日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田博文	北海道 182名
3	4月13日	食品の安全に関するリスクコミュニケーション(食の安全・安心確保のための体制と取組みについての意見交換会) 食品の安全性確保のための体制と取組みについて 内閣府食品安全委員会事務局次長 一色賢司	沖縄県 106名
4	4月13日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 桑崎俊昭	宮城県 109名
5	4月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田博文	大阪府 174名
6	4月17日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島俊郎	新潟県 100名
7	4月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 蟹江 誠	愛知県 130名
8	4月19日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島俊郎	広島県 125名
9	4月20日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 桑崎俊昭	福岡県 158名
10	4月21日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野英司	東京都 310名
11	4月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会) 米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島俊郎	香川県 119名
12	4月27日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会) 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部基準審査課長補佐 河村 成彦 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 とちぎの特別栽培農産物の取り組み JALもつけ栃木トマト部会 大山 寛 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部長 塩谷 茂 残留農薬等のポジティブリスト制度導入に際して (株)セブン-イレブン・ジャパン物流管理本部品質管理部総括マネージャー 伊藤 友子 真のポジティブリスト制度をめざして 家庭栄養研究会副会長 蓮尾 隆子	東京都 834名

13	5月11日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	京都府
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部基準審査課長補佐 長谷部 和久 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 東野 昭浩 JA京都におけるポジティブリスト制度への対応を含む安全・安心への取組み 京都農業協同組合参事 久保 和平 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部長 塩谷 茂 ポジティブリスト制度への取組み イオン株式会社食品商品本部農産システムP/Tリーダー 高橋 博 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度への意見 NPO法人コンシューマーズ京都事務局長 あざみ 祥子	618名
14	5月12日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	宮城県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 伏見 環 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 小島 恒夫 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部次長 片山 博視 残留農薬等のポジティブリスト制度導入に際して (株)セブン-イレブン・ジャパン物流管理本部品質管理部総括マネージャー 伊藤 友子 残留農薬のポジティブリスト制度導入で食の安全はどう確保されるのかー具体的にでよくわかる情報の提供を望む 仙台市消費者協会会長 小林 達子 ポジティブリスト制度導入に伴う対応 栗っこ農業協同組合米穀課検査指導官 菅原 政一	231名
15	5月15日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	鳥取県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部基準審査課長補佐 長谷部 和久 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部次長 露木 泰隆 ポジティブリスト制度導入に関するこれまでの働きかけと今後について 鳥取県生活協同組合全域理事 谷田 範子 食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度の導入に際して 日本チェーンストア協会常務理事 小笠原 荘一 JA鳥取中央の取り組み状況 鳥取中央農業協同組合営農指導課長 山本 満則	323名
16	5月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	香川県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 伏見 環 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 生産者の立場から 香川県農業協同組合農産部長 宮武 浩一 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部次長 片山 博視 ポジティブリスト制度施行でスーパーマーケットがすべきこと (社)日本セルフサービス協会客員研究員 山口 廣治 食の安全を求める私たちの取り組みと願い 岡山県消費者団体連絡協議会 前場 早苗	286名

17	5月17日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	富山県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省 食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 農林水産省 消費・安全局農産安全管理課課長補佐 東野 昭浩 農産物の安全・安心は生産工程の管理で 全国農業協同組合連合会 富山県本部営農対策課長 高橋 弘之 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター 技術部次長 露木 泰隆 ポジティブリスト制度導入に関する対応について 長岡中央青果株式会社 代表取締役社長 鈴木 圭介 ポジティブリスト制度導入に関するこれまでの働きかけと今後について 富山県生活協同組合非常勤理事 平井 智子 ポジティブリスト制度導入にともなうコープ北陸の取組について 石川県生活協同組合連合会理事 佐原 正哉	218名
18	5月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	岐阜県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部監視安全課健康影響対策専門官 鷗内 雅司 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 東野 昭浩 生産段階でのポジティブリストへの対応について 岐阜県指導農業士連絡協議会会長 菱川 幸夫 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部長 塩谷 茂 流通段階でのポジティブリスト制度への対応について 岐阜岐阜青果株式会社営業推進部課長 大野 一郎 消費者から見るポジティブリスト制度 愛知県消費者団体連絡会 中村 敏子	262名
19	5月19日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	北海道
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 食べ物はいのち(生命) きたそらち農業協同組合代表理事組合長 黄倉 良二 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部長 塩谷 茂 安全、安心、健康な青果物の集荷提供について 株式会社ラルズ営業本部商品統括部第一商品部バイヤー 野口 英靖 残留農薬等のポジティブリスト制度について 北海道消費者協会 河道前伸子 「ポジティブリスト制度」へのコープさっぽろの取り組み コープさっぽろ理事 大滝 悦子	494名
20	5月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	沖縄県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省食品安全部監視安全課課長補佐 宮川 昭二 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 安全・安心なピーマンの生産 JAおきなわ具志頭支店ピーマン専門部会部会長 東江 泰彦 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部次長 露木 泰隆 お客様に安全な野菜・果物をお届けしたい一食の安全を目指して イオン株式会社食品商品本部グリーンアイ開発部部長 植原 千之 食の安全を求める消費者としてポジティブリスト制度導入は大きな前進、円滑な運用を期待 沖縄県生活協同組合連合会会長理事 伊志嶺 雅子	220名

21	5月23日	食品に関するリスクコミュニケーション(残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組みに関する意見交換会)	福岡県
		残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 伏見 環 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 横田 敏恭 生産現場における安全・安心な農作物づくりとポジティブリスト制度について JA全農ふくれん営農部営農技術顧問 木原 繁幸 「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項 財団法人食品産業センター技術部長 塩谷 茂 ポジティブリスト制度施行でスーパーマーケットがすべきこと (社)日本セルフサービス協会客員研究員 山口 廣治 ポジティブリスト制度導入のこれまでとこれから 北九州市消費者団体連絡会 江口 瑞枝	560名
22	6月1日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	宮城県
		米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野 英司	126名
23	6月2日	食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	沖縄県
		米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	47名
24	6月5日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)ーリスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるかー 食育推進計画と食の安全に関するリスクコミュニケーションについて 食品安全委員会委員 坂本 元子 食品の安全と情報リテラシーの向上 群馬大学教育学部教授 高橋 久仁子 食品安全委員会作成ビデオ上映 「気になるメチル水銀ー妊娠中の魚の食べ方」	199名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	北海道
25	6月5日	米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐 沖田 賢治	160名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	愛知県
26	6月6日	米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 桑崎俊昭	99名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	香川県
27	6月7日	米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課長 釘田 博文	98名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	新潟県
28	6月8日	米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	66名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	広島県
29	6月9日	米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 蟹江 誠	87名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	福岡県
30	6月12日	米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 桑崎俊昭	147名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	大阪府
31	6月13日	米国産牛肉輸入問題について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	243名
		食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会)	東京都
32	6月14日	米国産牛肉輸入問題について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野 英司	336名
		食品に関するリスクコミュニケーション(健康食品について知ろう)	徳島県
33	7月10日	『健康食品の賢い使い方』について 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター健康食品情報プロジェクトリーダー 梅垣 敬三	212名

34	7月28日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野 英司	東京都 257名
35	7月28日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	大阪府 183名
36	8月7日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	香川県 74名
37	8月9日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	新潟県 59名
38	8月10日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	福岡県 95名
39	8月11日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎	沖縄県 53名
40	8月21日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課衛生専門官 横田 栄一	北海道 92名
41	8月22日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 蟹江 誠	愛知県 101名
42	8月23日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課情報管理専門官 森田 剛史	広島県 67名
43	8月24日	米国産牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果)に関する説明会 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課衛生専門官 横田 栄一	宮城県 97名
44	8月30日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)食品の安全性確保のためのリスク評価への消費者関与ーヨーロッパにおける取組から学ぶー リスクコミュニケーションとステークホルダー(関係者)との関係:EFSAの役割と経験 欧州食品安全機関コミュニケーション部長 アンローラ・ガッサン	東京都 122名
45	9月5日	札幌市「食の安全」市民フォーラム～残留農薬とポジティブリスト制度について～ 残留農薬等のポジティブリスト制度の施行について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入における食品安全委員会の役割 内閣府食品安全委員会事務局評価課評価専門官 宇木俊晴 残留農薬とポジティブリスト制度について (社)札幌消費者協会副会長 松井 英美子 ポジティブリスト制度に対するJAグループの取り組み ホクレン農業協同組合連合会本所営農対策課考査役 南田和夫 「ポジティブリスト制度」へのコープさっぽろの取り組み コープさっぽろ理事 大滝悦子	北海道 162名
46	9月6日	第26回消費者シンポジウム「食の安全公開討論会!～今こそ見直そう!私たちの食卓～」 朝霧高原～風邪と暮らす～ エッセイスト・自然回帰型生活びと 山村レイコ 食卓の安全学～食報道を賢く見極める 元毎日新聞社記者・サイエンスライター 松永和紀	静岡県 約640名
47	9月8日	食品の安全・安心シンポジウム 食品安全委員会の取組と食品の安全性について 食品安全委員会委員長代理 見上 彪 賢い健康食品の使い方 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター健康食品情報プロジェクトリーダー 梅垣 敬三	岐阜県 237名
48	9月15日	食中毒防止に関するリスクコミュニケーション(「みんなで、知ろう、話そう、食中毒」に関する意見交換会) 知ろう!防ごう!食中毒 岩手大学農学部教授 品川邦汎	東京都 285名

49	10月10日	食品安全フォーラムinとやま 食品安全委員会の役割とリスク評価事例(魚介類のメチル水銀と大豆イソフラボンを例として) 食品安全委員会委員 小泉 直子 リスク評価を踏まえた食品の安全確保のための厚生労働省の取組 厚生労働省大臣官房参事官 中林 圭一	富山県	149名
50	10月13日	食品の関するリスクコミュニケーション(東京)ー世界におけるBSEリスクとその評価についてー 世界におけるBSEリスクとその評価について スイス連邦獣医局TSE調整官 ダグマー・ハイム	東京都	121名
51	10月17日	食の安全フォーラムin庄内「農畜水産物等の安全確保の取組みについて」～ポジティブリスト制度が施行されて～ 食品中の残留する農薬等のポジティブリスト制度について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 農産物の安全性確保に係る農薬の適正使用について 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬企画班企画調整係長 前田 武俊 ポジティブリスト制度導入における食品安全委員会の役割 内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官 齋藤 弘志	山形県	140名
52	11月10日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会) 農薬及びポジティブリスト制度への対応等 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬指導班安全指導係長 入江 真理 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課主査 竹内 大輔 農薬の環境影響について 東京農業大学農学部助教授 根岸 寛光 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所理事長 寺本 昭二	福井県	97名
53	11月13日	「いしかわ食の安全・安心シンポジウム」<石川県> 食品の情報を見極める ～フードファディズムに流されない食生活をめざして～ 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 高橋 久仁子	石川県	173名
54	11月15日	しが 食の安全・安心シンポジウムー食の安全と消費者の信頼確保に向けてー 食の安全・安心ー人はなぜ不安になるのか?ー 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 唐木 英明	滋賀県	381名
55	12月5日	家畜衛生に関する意見交換会 家畜衛生の取組 農林水産省消費・安全部局動物衛生課国内防疫調整官 小倉弘明	東京都	67名
56	12月6日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会) 農薬及びポジティブリスト制度への対応等 農林水産省中国四国農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 服部 隆 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐 吉田 佳督 農薬の環境影響について 国立大学法人島根大学理事(副学長) 山本 廣基 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所理事 原田 孝則	岡山県	157名
57	12月12日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会) 農薬及びポジティブリスト制度への対応等 農林水産省近畿農政局消費・安全部安全管理課長 田熊 秀行 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課主査 竹内 大輔 農薬の環境影響について 国立大学法人島根大学理事(副学長) 山本 廣基 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所理事長 寺本昭二	三重県	134名

58	12月13日	食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会) 農業及びポジティブリスト制度への対応等 農林水産省近畿農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 黒谷 博史 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課主査 竹内 大輔 農業の環境影響について 国立大学法人島根大学理事(副学長) 山本 廣基 農業のリスクと安全性評価について 財団法人残留農業研究所理事 原田 孝則	大阪府	281名
59	12月19日	第3回とちぎ食品安全フォーラム 農業ってどんなもの? Webサイト「農業ネット」主宰 西田 立樹 食品衛生法による残留農業規制の概要について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐 吉田 佳督	栃木県	183名
60	1月15日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及びBSE対策について) 平成19年度輸入食品監視指導計画(案)について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長補佐 鶴身 和彦 米国産牛肉への対応状況(輸入時検査の結果、対日輸出認定施設の査察結果等)について BSE国内対策(と畜場・食肉処理関係)に関する最近の状況について 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 蟹江 誠	東京都	181名
61	1月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会) 農業及びポジティブリスト制度への対応等について 農林水産省北海道農政事務所消費・安全部安全管理課農産安全第2係長 鎌仲 俊光 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 農業のリスクと安全性評価について 財団法人残留農業研究所理事 原田 孝則	北海道	117名
62	1月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(食品添加物及び輸入食品の安全確保について) 食の安全と食品添加物 実践女子大学生活科学部教授 西島 基弘 食品添加物の安全確保 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長 棚元 憲一 平成19年度輸入食品監視指導計画(案)について 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室衛生専門官 田中 誠 米国産牛肉への対応状況(輸入時検査の結果、対日輸出認定施設の査察結果等)について 厚生労働省食品安全部監視安全課BSE対策専門官 蟹江 誠	兵庫県	114名
63	1月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)-農業に関するOECDの取組- 日本における残留農業のリスク評価 食品安全委員会農業専門調査会座長 鈴木 勝士 農業に関するOECDの取組 経済協力開発機構環境局主任行政官 リチャード・シグマン	東京都	133名
64	1月25日	食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会) 農業及びポジティブリスト制度への対応等について 農林水産省東北農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 後藤 英治 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について 農業の環境影響について 東京農業大学農学部助教授 根岸 寛光 農業のリスクと安全性評価について 財団法人残留農業研究所理事長 寺本 昭二	福島県	141名
65	1月30日	食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会) 農業及びポジティブリスト制度への対応等について 九州農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 永井 康夫 ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について 農業の環境影響について 独立行政法人農業環境技術研究所理事 上路 雅子	大分県	163名

66	2月2日	食品に関するリスクコミュニケーション(OIEコードの改正に関する意見交換会) OIEコードの意義(SPS協定と国際基準) 農林水産省消費・安全局国際基準課長 小川 良介	東京都
		OIEコード改正提案の概要 我が国としての対処の方向 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島俊郎	51名
67	2月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会) 農薬及びポジティブリスト制度への対応等 農林水産省関東農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 鈴木 貞美	山梨県
		ポジティブリスト制度の現状および今後の対応 厚生労働省食品安全部企画情報課・基準審査課課長補佐 吉田 佳督 農薬の環境影響について 独立行政法人農業環境技術研究所理事 上路 雅子 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所理事長 寺本 昭二	197名
68	2月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会) 農薬及びポジティブリスト制度への対応等について 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課植物防疫係長 會澤 雅夫	沖縄県
		ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課・基準審査課課長補佐 吉田 佳督 農薬のリスクと安全性評価について 財団法人残留農薬研究所理事 原田 孝則	82名
69	3月7日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)ー米国における微生物のリスク評価 日本における微生物のリスク評価 食品安全委員会微生物専門調査会・ウイルス専門調査会専門委員 春日 文子	東京都
		FDA/CFSANのリスク評価ーリスク評価リソースの活用についてー FDA/CFSANシニアサイエンスアドバイザー、科学局長 ロバート・ブキャナン	107名
70	3月19日	食品に関するリスクコミュニケーション EUにおけるリスクコミュニケーション研究の最前線ー EU Safe Foods プロジェクトの取組ー	東京都
		「食品安全に関する認知ギャップを埋めるーEU SAFE FOODSプロジェクトの取組ー」 英国食品研究所消費科学グループ研究員 ジュリー・ホートン	84名

資料5 地方公共団体等との連携による意見交換会等(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

NO.	開催日	会議名	開催地	共催者
		講演テーマ・講演者	参加人数	
1	4月13日	食品の安全に関するリスクコミュニケーション(食の安全・安心確保のための体制と取組みについての意見交換会)	沖縄県	沖縄県
		食品の安全性確保のための体制と取組について 内閣府食品安全委員会事務局次長 一色 賢司	108名	
2	7月10日	食品に関するリスクコミュニケーション(健康食品について知ろう)	徳島県	徳島県、厚生労働省・中国四国厚生局
		健康食品の賢い使い方について 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター健康食品情報プロジェクトリーダー 梅垣 敬三	212名	
3	9月5日	札幌市「食の安全」市民フォーラム～残留農薬とポジティブリスト制度について～	北海道	札幌市
		残留農薬等のポジティブリスト制度の施行について 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 河村 成彦 残留農薬等のポジティブリスト制度導入における食品安全委員会の役割 内閣府食品安全委員会事務局評価課評価専門官 宇木 俊晴 残留農薬とポジティブリスト制度について 社団法人札幌消費者協会副会長 松井 英美子 ポジティブリスト制度に対するJAグループの取り組み ホクレン農業協同組合連合会本所営農対策課考査役 南田 和夫 「ポジティブリスト制度」へのコープさっぽろの取り組み コープさっぽろ理事 大滝 悦子	162名	
4	9月8日	食の安全・安心シンポジウム	岐阜県	岐阜県
		食品安全委員会の取組と食品の安全性について 食品安全委員会委員長代理 見上 彪 賢い健康食品の使い方 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター健康食品情報プロジェクトリーダー 梅垣 敬三	237名	
5	10月10日	食品安全フォーラムinとやま	富山県	富山県
		食品安全委員会の役割とリスク評価事例(魚介類のメチル水銀と大豆イソフラボンを例として) 食品安全委員会委員 小泉 直子 リスク評価を踏まえた食品の安全確保のための厚生労働省の取組 厚生労働省大臣官房参事官 中林 圭一	149名	
6	11月13日	いしかわ食の安全・安心シンポジウム	石川県	石川県
		「“食品の情報”を見極める！」～フードファディズムに流されない食生活を目指して～ 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 高橋 久仁子	173名	
7	11月15日	しが食の安全・安心シンポジウム	滋賀県	滋賀県、農林水産省近畿農政局、(独)農林水産消費技術センター神戸センター、(社)日本農林規格協会
		食の安全・安心 ～人はなぜ不安になるのか？～ 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 唐木 英明	381名	
8	12月19日	第3回とちぎ食品安全フォーラム	栃木県	栃木県、宇都宮市
		農薬ってどんなもの？ webサイト「農薬ネット」主宰 西田 立樹 食品衛生法による残留農薬規制の概要について 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課・基準審査課課長補佐 吉田 佳督 食品の安全性の確保について 内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官 齊藤 弘志	183名	

※資料4から再掲

資料6 関係団体との懇談会等(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

No.	開催日	会議名	開催場所
1	4月20日	食品企業の食品安全技術責任者と食品安全委員会委員との懇談会	東京都
2	7月27日	全国消費者団体連絡会の食のグループとの懇談会(第7回)	東京都
3	8月31日	消費科学連合会との懇談会	東京都
4	9月28日	食品添加物協会と食品安全委員会委員との懇談会	東京都
5	10月26日	農薬工業会との懇談会(第2回)	東京都
6	11月2日	食品産業センターとの懇談会	東京都
7	2月1日	消費科学連合会との懇談会(第3回)	東京都
8	2月15日	全国消費者団体連絡会の食のグループとの懇談会(第8回)	東京都
9	3月1日	日本香料工業会と食品安全委員会委員との懇談会(第2回)	東京都

資料7 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座の実施状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

No.	開催日	開催地	主催	参加者数(人)				
				合計	内訳			
					行政	事業者	消費者・生協	その他
1	10月18日	東京	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター本部	69	25	27	17	0
2	11月21日	福岡	食品安全委員会 福岡市 (独)農林水産消費技術センター門司センター	57	23	19	15	0
3	12月22日	秋田	食品安全委員会 秋田県 (独)農林水産消費技術センター仙台センター	58	28	16	8	6
4	1月12日	栃木	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター本部 栃木県、宇都宮市	48	27	8	12	1
5	1月17日	大分	食品安全委員会 大分県	54	39	11	2	2
6	1月19日	特別区	食品安全委員会 特別区	46	46	0	0	0
7	1月25日	三重	食品安全委員会 三重県	71	50	10	11	0
8	2月2日	大阪	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター神戸センター 大阪府 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市	84	37	15	25	7
9	2月7日	徳島	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター岡山センター 徳島県	55	26	21	5	3
10	2月9日	埼玉	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター本部 埼玉県	83	19	31	23	10
11	2月13日	広島	食品安全委員会 広島市	72	23	33	15	1
12	2月14日	岡山	食品安全委員会 岡山市	78	43	15	20	0
13	2月23日	岡崎	食品安全委員会 岡崎市 岡崎市食の安全・安心推進協議会	103	32	16	54	1
14	3月2日	北海道	食品安全委員会 (独)農林水産消費技術センター小樽センター 北海道	42	12	13	17	0

資料 8 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

(1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問

① 訪問先：カナダ（見上委員長（当時は委員）ほか）

カナダ食品検査庁（CFIA）、国際食料保護学会（IAFP）2006

日 程：平成18年8月10日～18日

目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集

② 訪問先：イタリア（事務局）

欧州食品安全機関（EFSA）

日 程：平成19年1月7日～11日

目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、協力体制の構築

(2) 国際会議等への出席

① コーデックス

添加物・汚染物質合同部会（オランダ）

平成18年4月23日～29日 事務局

残留農薬部会（メキシコ）

平成18年5月7日～14日 事務局

バイオテクノロジー応用食品部会に係る作業部会（ベルギー）

平成18年5月27日～6月2日 事務局

JECFA専門家会合（イタリア）

平成18年6月19日～7月1日 専門委員

総会（スイス）

平成18年7月2日～9日 事務局

JMPR専門家会合（イタリア） 平成18年10月2日～14日 専門委員

栄養・特殊用途食品部会（タイ）

平成18年10月29日～11月4日 事務局

食品衛生部会（米国）

平成18年12月3日～11日 事務局

バイオテクノロジー応用食品部会に係る作業部会（米国）

平成19年3月12日～17日 専門委員、事務局

② OECD

農薬作業部会ハイレベルセミナー及びRRSG会合（アイルランド）

平成18年5月30日～6月4日 事務局

新規食品・飼料TF会合（ギリシャ）

平成18年9月11日～17日 専門委員、事務局

農薬作業部会（ドイツ）

平成18年11月12日～17日 専門委員、事務局

農薬作業部会RRSG及びRSG会合（チェコ）

平成19年3月18日～25日 事務局

③ その他

欧州代替法評価センターワークショップ（イタリア）

平成18年4月25日～29日 専門委員

第74回国際獣疫事務局（OIE）総会（フランス）

平成18年5月20日～28日 事務局
家畜におけるプリオン病に係る国際会議（英国）

平成18年5月27日～31日 専門委員、事務局
食品技術者協会（IFT）年次総会（米国）

平成18年6月23日～30日 事務局
Prion2006（イタリア） 平成18年10月2日～8日 専門委員、事務局
トータルダイエットスタディ国際ワーキンググループ（中国）

平成18年10月22日～28日 事務局
リスク分析学会（SRA）2006年次会合（米国）

平成18年12月2日～8日 専門委員、事務局
食品の汚染物質と神経発生的な疾患にかかる国際会議（スペイン）

平成18年12月2日～7日 専門委員
ヨーロッパ雑草研究学会（ドイツ）

平成19年3月10日～16日 事務局

【参考資料】

平成１９年度食品安全委員会運営計画 (平成１９年３月２９日委員会決定)

第１ 平成１９年度における委員会の運営の重点事項

- １ 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項（平成１６年１月１６日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第２３条第１項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- ２ 平成１９年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行う。
 - ・ 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行う。
 - ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進する。
 - ・ 平成１８年１１月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーターの育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施する。
 - ・ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行う。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。
 - ・ 欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することにより、リスク評価における国際協調を推進する。

第２ 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日委員会決定）のフォローアップ、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成19年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議（平成20年1～2月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年3月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された、部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、引き続き体制を強化するとともに、審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指す。

2 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成19年5～6月ごろ）

平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成20年度食品安全委員会運営計画の作成（平成20年1～3月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」及び平成18年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討し、平成19年度中の策定に努める。また、新たに、これまでに評価終了品目の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手する。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を

踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

既に、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、平成18年度に絞り込んだ4案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）の中から、優先度を決めた上で、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会において審議を進める。

同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等をもとに、更に検討を進める。

3 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、19年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

なお、清涼飲料水及びポジティブリスト制度導入に係る暫定基準等の評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に

対し、平成19年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、19年9月ごろ及び20年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、本研究の一層効率的かつ効果的な実施を図るため、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努める。

さらに平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、19年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

委員会が行う意見交換会においては、食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件について開催するとともに、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物や農薬を題材に東京、大阪以外の都市でも開催し、また、地域の指導者育成講座を活用して内容、対象を絞って開催する。

このほか、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努める。

リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、18年度に引き続き「地域の指導者育成講座」を実施するとともに、新たに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するための講座を実施する。また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。この中で、食品安全モニターの任期を2年に延長（1年毎に半数改選）する等により、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図る。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成19年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実やメールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。また、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネ

ットワーク構築を図る。

なお、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報について、わかりやすくホームページで公開することにより積極的な活用を図るとともに、関係機関に対してこれらの情報を提供し共有する。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を整備した。システムに登録されている情報のうち、

一般に公開できるものについては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じ広く国民に提供する。

平成19年度においては、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行う。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（O I E）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S Aなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実により広く国際機関や外国機関等に発信・情報交換することでリスク評価における国際協調を推進する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う調査として、状況に応じ機動的に課題を選定しつつ食品安全確保総合調査を実施する。平成19年度に実施する課題については、6月ごろまでに選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定することとしている。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。